

障害福祉サービス報酬の解釈 令和3年4月版

令和4年度報酬改定に伴う本書「第Ⅱ編 費用算定基準（単位数表）」の変更箇所
（令和4年10月1日適用）

表1 ■ 「第Ⅱ編第1章 障害者総合支援法に係る報酬」の変更

該当箇所	変更前	変更後
217頁左段下から18行目	令 3.3.23 厚労告 87	令 4.7.13 厚労告 231
同23行目	令 3.3.31 厚労告 162	令 4.7.13 厚労告 231
294頁6行目	6において同じ。	6及び7において同じ。
297頁15行目の次行に追加	変更後	
	<p>7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>【編注】波下線部分はサービスにより異なる。居宅介護以外のサービスの加算率については表3を参照のこと。</p> <p>〔7・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・三の二） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ 指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p>	

297頁下から5行目	〔5, 6〕	〔5～7〕
同下から2行目	令和3年3月25日付け障障発0325第1号	令和4年7月22日付け障障発0722第1号 【編注】居宅介護以外の対象サービスにおいて同様に付き、以降の記事を省略。
316頁4行目	7において同じ。	7及び8において同じ。
同最終行の次に追加	8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔8・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平18厚労告543・七の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。	
332頁4行目	6において同じ。	6及び7において同じ。
同最終行の次に追加	7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、1から4までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔7・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平18厚労告543・十一の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。	
346頁4行目	6において同じ。	6及び7において同じ。
同最終行の次に追加	7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔7・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平18厚労告543・十五の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。	
360頁4行目	7において同じ。	7及び8において同じ。
361頁下から9行目の次に追加	8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔8・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平18厚労告543・十七の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。	
390頁4行目	15において同じ。	15及び16において同じ。

391頁下から9行目の次行に追加	<p>16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔16・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・十九の二）第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>
418頁4行目	<p>15において同じ。 15及び16において同じ。</p>
419頁下から9行目の次行に追加	<p>16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔16・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・二十一の二）第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>
434頁4行目	<p>4において同じ。 4及び5において同じ。</p>
同最終行の次行に追加	<p>5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所等が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔5・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・二十四の二）第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>
460頁4行目	<p>15において同じ。 15及び16において同じ。</p>
同最終行の次行に追加	<p>16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔16・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・二十六の二）第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>
476頁18行目	<p>10において同じ。 10及び11において同じ。</p>
477頁24行目の次行に追加	<p>11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>

	<p>〔11・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・二十八の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>	
512頁18行目	14 において同じ。	14 及び 15 において同じ。
513頁24行目の 次行に追加	<p>15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1 から 12 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔15・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・三十一の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>	
536頁29行目	17 において同じ。	17 及び 18 において同じ。
538頁最終行の 次行に追加	<p>18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1 から 15 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔18・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・三十四の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>	
564頁4行目	16 において同じ。	16 及び 17 において同じ。
565頁5行目の 次行に追加	<p>17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援 A 型等を行った場合は、1 から 14 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔17・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・三十六の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>	
596頁5行目	18 において同じ。	18 及び 19 において同じ。
597頁8行目の 次行に追加	<p>19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等又は基準該当就労継続支援 B 型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援 B 型等又は基準該当就労継続支援 B 型を行った場合は、1 から 16 の 2 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>〔19・注〕厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・三十八の二） 第三号の二〔→第1 居宅介護の7の注〕の規定を準用する。</p>	
666頁4行目	10 において同じ。	10 及び 11 において同じ。
同11行目	及び 10 の口の(1)において	, 10 の口の(1)及び 11 のイにおいて
同15行目	及び 10 の口の(2)において	, 10 の口の(1)及び 11 のロにおいて
同19行目	及び 10 の口の(3)において	, 10 の口の(1)及び 11 のハにおいて

<p>667頁下から9行目の次行に追加</p>	<p>11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</p> <p>ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</p> <p>ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数</p> <p>[11・注] 厚生労働大臣が定める基準（平 18 厚労告 543・四十二の二）第三号の二〔→第 1 居宅介護の 7 の注〕の規定を準用する。</p>
-------------------------	---

表2 ■「第Ⅱ編第2章 児童福祉法に係る報酬」の変更

該当箇所	変更前	変更後
669頁左段下から17行目及び13行目並びに右段下から8行目	令 3.3.23 厚労告 87	令 4.7.13 厚労告 231
738頁5行目	14 において同じ。	14 及び 15 において同じ。
740頁最終行の次行に追加	変更後	
	<p>15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして<u>都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所</u>が、障害児に対し、<u>指定児童発達支援等を行った場合は、1 から 12 の 3 まで</u>により算定した単位数の<u>1000分の20</u>に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>【編注】波下線部分はサービスにより異なる。児童発達支援以外のサービスの加算率については表3を参照のこと。</p> <p>【15・注】<u>厚生労働大臣が定める基準</u>（平24厚労告270・三の二）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ニ 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p>	
741頁1行目	[13, 14]	[13~15]
同3行目	令和3年3月25日付け障発0325第1号	令和4年7月22日付け障発0722第1号 【編注】児童発達支援以外の対象サー

		ビスにおいて同様につき，以降の記載を省略。
754頁4行目	11において同じ。	11及び12において同じ。
同最終行の次行に追加	12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定医療型児童発達支援を行った場合， 1から9の3 までにより算定した単位数の 1000分の20 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔12・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平24厚労告270・六の二） 第三号の二〔→「第1 児童発達支援の15の注」参照〕の規定を準用する。	
782頁6行目	12において同じ。	12及び13において同じ。
783頁13行目の次行に追加	13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が，就学児に対し，指定放課後等デイサービス等を行った場合は， 1から10の3 までにより算定した単位数の 1000分の20 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔13・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平24厚労告270・十の二） 第三号の二〔→「第1 児童発達支援の15の注」参照〕の規定を準用する。	
786頁14行目	5において同じ。	5及び6において同じ。
同28行目	平24厚労告270・十の二	平24厚労告270・十の三
788頁6行目	平24厚労告270・十の三	平24厚労告270・十の四
同最終行の次行に追加	6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が，障害児に対し，指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は， 1から3 までにより算定した単位数の 1000分の20 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔6・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平24厚労告270・十の五） 第三号の二〔→「第1 児童発達支援の15の注」参照〕の規定を準用する。	
794頁14行目	4において同じ。	4及び5において同じ。
794頁最終行の次行に追加	5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が，障害児に対し，指定保育所等訪問支援を行った場合は， 1から2 までにより算定した単位数の 1000分の20 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔5・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平24厚労告270・十二の二） 第三号の二〔→「第1 児童発達支援の15の注」参照〕の規定を準用する。	
808頁下から9行目	平24厚労告270・十二の二	平24厚労告270・十二の三
810頁下から4行目	平24厚労告270・十二の二	平24厚労告270・十二の三

832頁14行目	11において同じ。	11及び12において同じ。
833頁下から9行目の次行に追加	12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔12・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平24厚労告270・十六の二） 第三号の二〔→「障害児通所支援第1 児童発達支援の15の注」参照〕の規定を準用する。	
838頁8行目及び下から5行目	平24厚労告270・十六の二	平24厚労告270・十六の三
同下から7行目	平24厚労告270・十六の三	平24厚労告270・十六の四
848頁4行目	7において同じ。	7及び8において同じ。
848頁最終行の次行に追加	8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〔8・注〕厚生労働大臣が定める基準 （平24厚労告270・十九） 第三号の二〔→「障害児通所支援第1 児童発達支援の15の注」参照〕の規定を準用する。	

表3 ■福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（新設）

所定単位数 × 各サービス区分の加算率			
		サービス区分	加算率
介護給付	訪問系	居宅介護	4.5%
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
		重度障害者等包括支援	
	日中活動系	生活介護	1.1%
		短期入所	2.8%
		療養介護	
	施設系	施設入所支援	
訓練等給付	訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	1.8%
		自立訓練（生活訓練）	
		就労移行支援	1.3%
		就労継続支援 A 型	
		就労継続支援 B 型	
		就労定着支援	-
	居住支援系	自立生活援助	-
		共同生活援助（介護サービス包括型）	2.6%
		共同生活援助（日中サービス支援型）	
共同生活援助（外部サービス利用型）			
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援	2.0%
		医療型児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
	障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	
		保育所等訪問支援	
	障害児入所系	福祉型障害児入所施設	3.8%
医療型障害児入所施設			
相談支援	相談支援系	計画相談支援	-
		障害児相談支援	
		地域移行支援	
		地域定着支援	

注) 加算率「-」は、加算対象外のサービス

